

令和6年度 人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業 国際連携型 ～公募のポイント～

令和6年 3月

高等教育局高等教育企画課

<注意事項>

- ・ 本事業の公募は、令和6年度予算の成立を前提としているため、成立しない場合は失効することとなります。
- ・ 令和5年度本事業「大学院連携型」公募より、公募要領や申請書様式等の内容が一部変更されていますので、必ず令和6年度公募要領等を確認するようにしてください。

1. 背景

2. 本事業について

3. 審査について

4. 申請について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）」（抜粋）

- 人文・社会科学の知と自然科学の知の融合による人間や社会の総合的理解と課題解決に貢献する「総合知」に関して、基本的な考え方や、戦略的に推進する方策について2021年度中に取りまとめる。あわせて、人文・社会科学や総合知に関連する指標について2022年度までに検討を行い、2023年度以降モニタリングを実施する。【科技、文】
- 上述の「総合知」に関する方策も踏まえ、社会のニーズに沿ったキャリアパスの開拓を進めつつ、大学院教育改革を通じた人文・社会科学系の人材育成の促進策を検討し、2022年度までに、その方向性を定める。【科技、文】



- 中央教育審議会大学分科会大学院部会において、令和3年7月以降、多角的な視点から審議を重ね、令和4年8月に「人文科学・社会科学系における大学院教育改革の方向性（中間とりまとめ）」を取りまとめ。
- その後も更なる検討を重ね、令和5年12月、特に改善が必要と考えられる課題を中心とする対応方策を「人文科学・社会科学系における大学院教育の振興方策について（審議まとめ）」（以下「審議まとめ」という。）により取りまとめ。

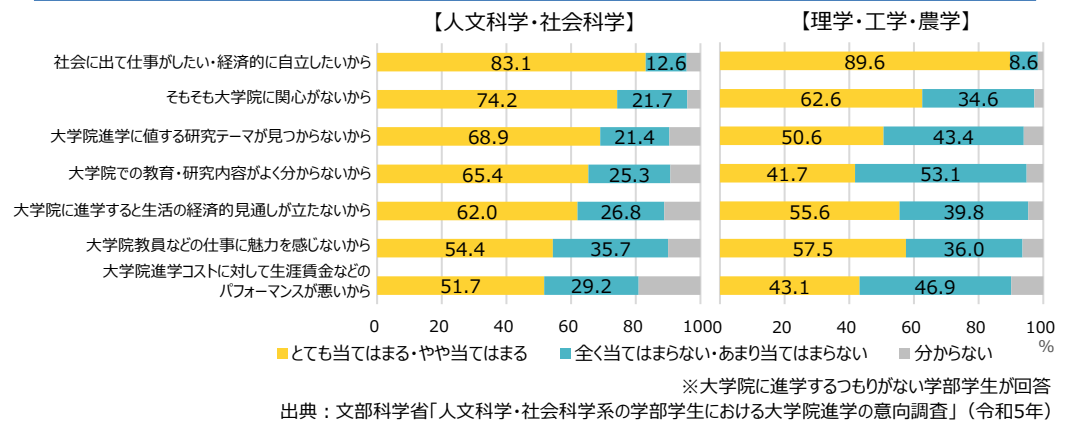
I. はじめに

価値発見・価値創造的な視座を提供する人文科学及び社会科学に対する期待が非常に高まっている中、我が国ひいては世界の持続的な成長・発展に向けては、人文科学・社会科学を学ぶ若者が自身の問題意識に基づいた研究活動に安心して打ち込める学修環境の構築と、修了者が多様なフィールドで活躍し適正に評価される社会の実現が欠かせない。

II. 人文科学・社会科学系大学院の現状

- 大学院進学の問題意識がより具体的で明確であり、学部から直接進学する学生や社会人の修士課程への満足度は高い。満足度の高さは、自らの関心への適合度や裁量・主体性の高さによるところが大きい。
- 一方、大学院での教育研究の魅力や有用性が十分に学部生に伝わっておらず、人文科学・社会科学系大学院は、主に研究者や大学教員志望者のための進路と考えられている傾向がいまだに見られる。
- 学位取得までの期間が長く、学生の多様なキャリアパスを支える体系的・組織的な教育研究の取組が十分とは言えない。
- 修了者のキャリアパスが見えにくく、その能力を生かす社会での多様な活躍の場と機会が可視化・定着していない。

ちゅうちよ
大学院への進学を躊躇する理由・難点



III. 今後の人文科学・社会科学系大学院の在り方

社会の要請も踏まえつつ、高い付加価値を生み出す人材の育成・活躍に向けて、大学院への進学者の増加を目指す必要がある。

課題1

社会的評価や認知の不足

人文科学・社会科学系高度人材の能力や活躍の可能性が、産業界等を含む社会と大学及び学生自身の間で十分に理解・共有されていない。

課題2

大学院教育そのものの課題

幅広いキャリアパスを見据えた教育課程となっていない。小規模専攻が多く学生の希望テーマに合致する研究指導が十分に行われていない。

改革の方向性

上記課題は相互に密接に関連していることから、並行して対応を進め、全体としての解決を目指していくことが必要。

社会における人文科学・社会科学系高度人材の価値認知を進めるとともに、大学院において幅広いキャリアパスを念頭に置いた教育・研究指導を進めることにより、需要と供給の好循環を生み出し、魅力的で開かれた教育研究環境の構築を進める。

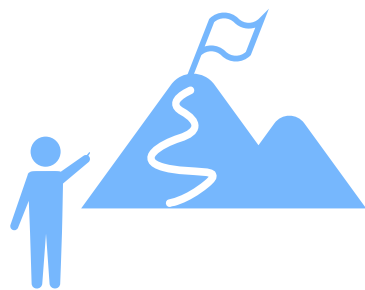
IV. 具体的方策

1 社会的評価の向上と認知の拡大

1 大学が育成する人材像の明確化

大学においては、学位授与方針において学生が身に付けるべき資質・能力の目標の明確化を徹底。

産業界・起業、公的機関(中央省庁、地方自治体等)、大学職員やURA、国際機関やNGO・NPOなど多様な進路が開かれていることを意識。



2 社会が求める人材像の明確化

産業界や公的機関等においては、求める資質・能力に関する具体的な情報提供の強化や、ロールモデルの積極的な構築と周知、インターンシップの受入れや採用拡大を推進。



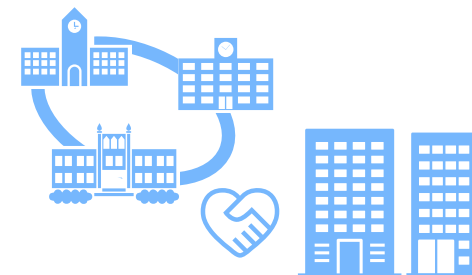
3 社会の様々な分野での活躍促進

公的機関等においても、大学院修了者の採用に積極的に取り組む。高等教育機関における教育研究を支える専門職として、URAなど多様なマネジメント人材のキャリアパスを充実。



4 大学間・企業等とのネットワーク型教育の推進

複数大学院が教育研究ネットワークを構築し、小規模・分散的な教育研究指導体制から、チーム型の教育研究や組織的な就職支援体制への転換を促進。ネットワークを基盤に産業界との連携・協働を推進。



5 国際的な大学間連携の推進

学生が異文化環境に身を置き、国際経験を積むことができるよう、国・地域を越えた国際的なネットワークの一層の充実を進め、国の垣根を越えた協働教育を推進。



6 リカレント教育やリスキングの推進

産業界等との連携体制の下、養成する具体的な人材像を共有しながら、社会人の多様なニーズを踏まえた学修環境の整備を推進するとともに、教育研究の場での大学院生と社会人との交流機会の増加を推進。



2 幅広いキャリアパスを念頭に置いた教育研究指導の強化

1 教育課程・研究指導の質保証

学位授与方針・教育課程編成の方針に準じた研究指導状況の可視化（研究指導計画の確認・具体化等）と進捗管理・実績評価（研究室で適切な指導が行われているかの確認・評価）等を実施。



3 指導教員の共通理解の徹底

博士課程はあくまでも学位授与に向けた一連の教育課程であること、指導教員は標準修業年限に照らした適切な研究指導計画の策定や研究指導を行う責務があることなどを共通理解として徹底。



5 人材の多様性と流動性の確保

アカデミック・インブリーディングを抑制して多様な人材が切磋琢磨する環境整備が必要であり、採用方法の不断の点検を実施。採用基準や要件・必要な業績等の可視化や、若手教員のポスト拡充、テニュアトラックの活用等を各大学が実情に応じて促進。



3 情報公表の促進

各大学において、以下に掲げる事項等について情報公表を促進

- 各学位プログラムにおいて学位を取得するために要する平均年数
- 各年度における大学院進学者の標準修業年限期間が満了した時点での修了者、在学者、退学者の数と割合（標準修業年限内に学位を取得していない者については、取得に至っていない原因ごとの数と割合）

2 円滑な学位授与の促進

標準修業年限内での円滑な学位授与を進めるため、学生の問題意識や研究テーマに合った教員から指導を受けられる組織的な仕組みを構築。体系的な学位プログラムを実施。学生と教員との間で学位授与に必要なプロセスを確認・共有。



4 研究科又は専攻における指導体制の組織的改革

共通理解の徹底を実効性のあるものにするためには、組織的対応が必要。指導教員と学生との間の研究指導の在り方やキャリアパスの確保について、定期的・組織的なマネジメントを通じた改革を推進。

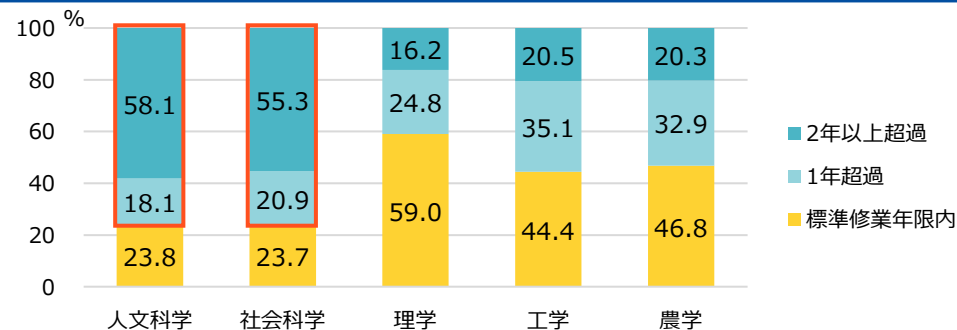


6 学部と大学院の連携・円滑な接続

学部と大学院の合同ゼミの実施、大学院の授業科目の先取り履修など、大学院を知る機会を拡大し、進学意欲を高めるために必要な体制を構築。優秀な学生に対して、早期修了の仕組みを活用し、社会での活躍や博士後期課程への進学を後押し。



博士課程修了者の標準修業年限超過率（令和3年度）



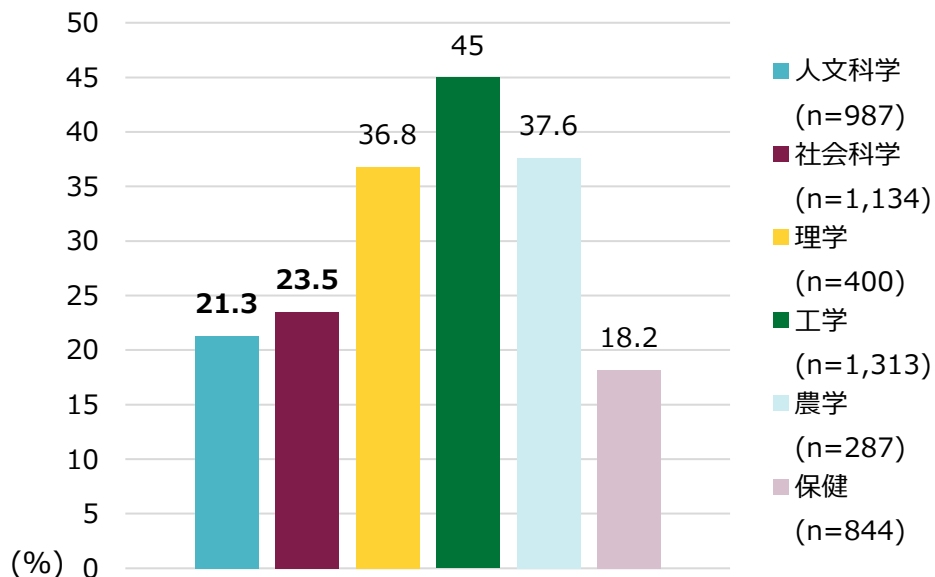
出典：文部科学省「令和4年度学校基本調査」

V. 大学院教育改革に向けた今後の取組

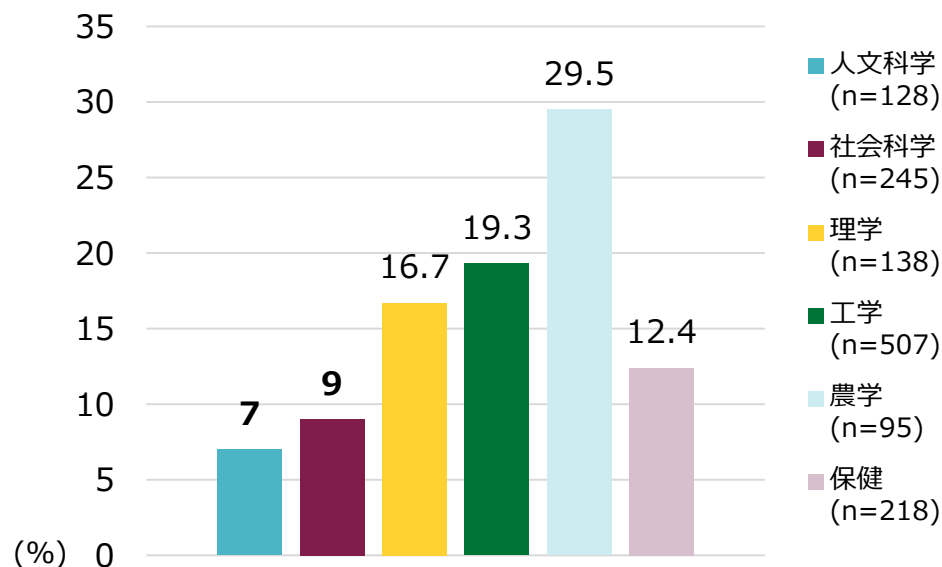
大学院と社会との接続の在り方、リカレント教育推進の在り方、専門職大学院も含めた大学院教育の在り方、基幹教員や質保証システムの在り方など、引き続き必要な審議を進めていく必要がある。

人文・社会科学系大学院における国際連携に係る現状データ

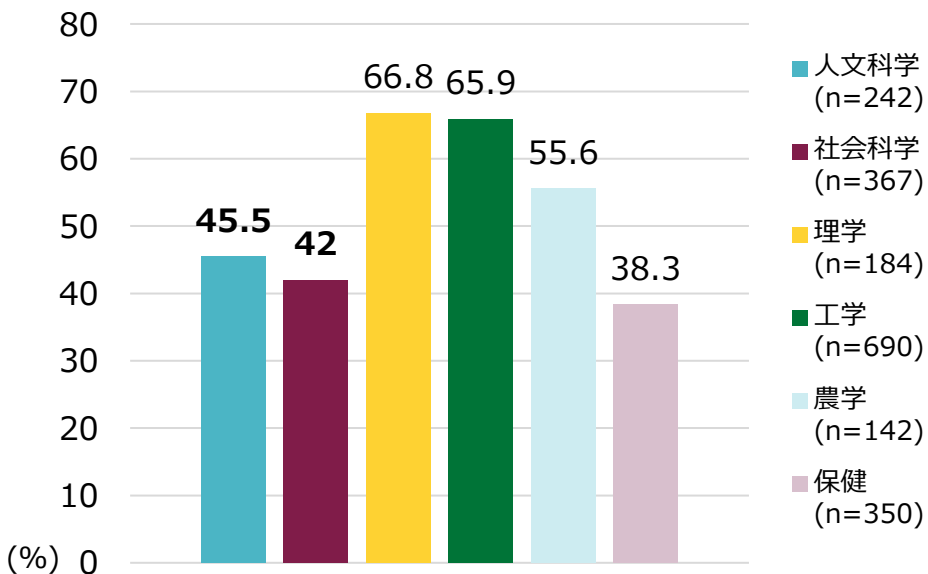
■ 外国の大学等での教育機会を提供する大学院専攻



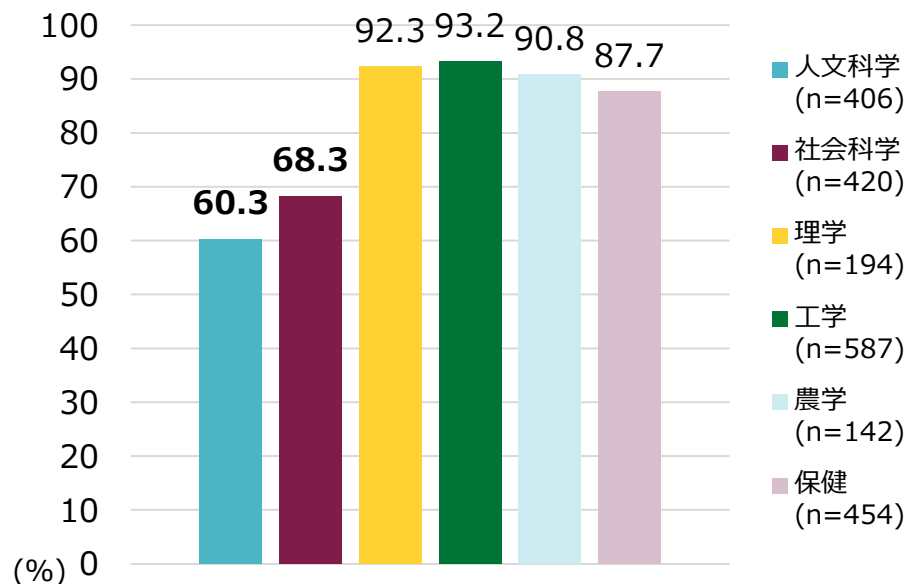
■ 国外他大学院との連携により教育カリキュラムの構築を行っている大学院専攻



■ 高度な英語力を含むグローバル化に対応した優れたコミュニケーション能力の養成に向けた教育を提供する大学院専攻



■ 英語での論文作成や審査を認めている大学院専攻



【出典】令和3年度文部科学省委託調査「大学院における教育改革の実態把握・分析等に関する調査研究」（令和4年2月株式会社リベルタス・コンサルティング）

人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業

令和6年度予算額（案）
（前年度予算額）

4億円
2億円



文部科学省

背景・課題

- SDGs等の国際的価値基準の浸透や、これに基づくエシカル消費・ESG投資といった行動変容等、社会経済活動は、機能的価値から意味的価値を重視する時代へとシフトしつつある

✓ SDGs各目標の市場規模は70兆～800兆円程度

✓ 2020年のESG投資*総額は約4,000兆円

*Environment, Social, Governanceの要素も考慮した投資

✓ エシカル（倫理）消費の意識は若い世代で特に高く、英国では約19兆円の市場規模

【出典】「SDGsビジネスの市場規模（株式会社デイトーマツ）」、「GLOBAL SUSTAINABLE INVESTMENT REVIEW 2020」（GLOBAL SUSTAINABLE INVESTMENT ALLIANCE）、「サステナブル・ライフスタイル意識調査2021」（電通総研）、「Ethical Consumerism Report 2021, Ethical Consumer Markets Report 2018（Ethical Consumer）」

- このような中、高い付加価値をもたらす大学院卒人材の活躍、とりわけ価値発見的な視座を提供する人文科学・社会科学系の高度人材の輩出・活躍の促進が必要

✓ 日本では企業経営者の約8割が学士卒
米国では企業経営者の約7割が大学院卒

✓ 日本では諸外国に比べて人文科学・社会科学分野の大学院進学率が極めて低い*

*日本の全分野での修士号取得者割合は諸外国平均の約4分の1
人文科学・社会科学分野では約11分の1（大学院進学率2～4%）

【出典】教育未来創造会議第一次提言参考資料（教育未来創造会議）、科学技術指標2021（科学技術・学術政策研究所）

- 他方、我が国の人文科学・社会科学系の大学院は、小規模・分散的な専攻が多く、スケールメリットを生かした取組*が進んでいない等、大学院教育の抜本的な改革が急務

*社会との相互理解に資する多様な学位プログラム
幅広いキャリアパスや円滑な学位授与に向けたいきめ細かな研究指導
組織的な就職支援等の整備 等

✓ 人文科学・社会科学分野では修士課程修了者の2割以上、博士課程修了者の8割以上が標準修業年限を超過

【出典】令和3年度文部科学省委託調査「大学院における教育改革の実態把握・分析等に関する調査研究」（リハルス・コンサルティング）

（目的） ネットワーク型の教育研究を通じて、国内及び国際社会の期待・ニーズに応える新たな人文科学・社会科学系の高度人材養成モデルを構築

事業内容

● 支援対象・支援期間

- 国立・公立・私立の大学院における人文科学・社会科学系を中心とした教育研究プログラム（学位プログラム）の構想

● 6年間（体制構築1年＋実施5年）

※ 修士・博士前期課程、博士後期課程、5年一貫制が対象（専門職大学院を含む）

※ 中教審大学院部会における、人文科学・社会科学系における大学院教育の振興方策に関する議論を踏まえた提案

● メニュー

① 大学院連携型【5件(R5選定分) × 年間4,000万円】

- 国内の複数大学院によるネットワーク型の教育研究指導・産学連携・キャリア支援体制の構築に係る費用（システム構築費・人社系URA雇用等）
- 教育研究ネットワークを介したチーム型の教育研究プログラムの立ち上げ・実施に係る費用（教育研究経費・教育研究指導時間の確保に向けた環境整備等）

② 国際連携型【4件(新規) × 年間4,000万円】

- 海外大学院や産業界・国際関係機関等とのネットワーク型の教育研究指導・産学連携・キャリア支援体制の構築に係る費用（システム構築費・人社系URA雇用等）
- 国際社会で活躍する人文科学・社会科学系高度人材の輩出に向けた、国際的な教育研究ネットワークを活用した協働教育の推進に係る費用（国際共同学位プログラム構築、学生 & 教員の海外派遣／受入、国際学会発表や外国語論文の執筆指導体制の構築、外国語能力向上に向けた取組、教育研究経費・教育研究指導時間の確保に向けた環境整備等）

※ ①②いずれも、採択機関における修了者のキャリアパス（就職率）等による中間評価を実施。また、中間評価等により金額が増減する場合があるとともに、自走化に向けた通減措置2年を含む

取組のイメージ

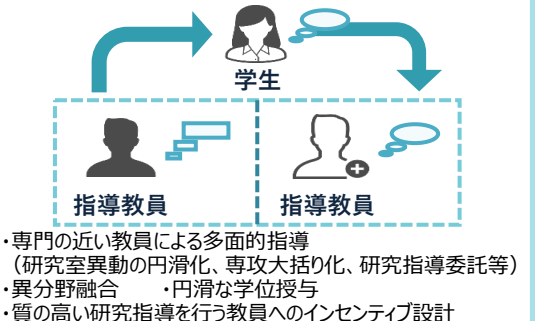
- 物理的な距離を越えた教育研究ネットワークの構築
小規模・分散的な体制から、教育研究・就職支援におけるスケールメリットを発揮できる体制への転換



社会と繋がる組織的な体制の構築



学生の関心に沿ったきめ細かな研究指導



- **実社会や国際社会に即した価値創生を目指すチーム型教育研究の推進**
地域や国際社会課題を題材にしたPBLや民間・海外大学・研究機関等との共同研究など、学生個々の研究テーマに関心に合わせて社会との結節点を多面的に構築

1. 背景

2. 本事業について

3. 審査について

4. 申請について

① 本事業の目的（公募要領 p.2）

- 異文化環境や多様な文化的背景に基づく価値観を持った者が集い理解し合う場に学生が身を置き、豊富な国際経験を積むことができるよう、国際的なネットワークの一層の充実を図っていくことが必要
- このため、海外大学院や研究機関、産業界・国際関係機関等といった国際社会と繋がる教育研究ネットワークを構築

人社分野としての新たな価値創生的視座を提供する、教育研究テーマ・コンセプトの設定



国の垣根を越えた協働教育の推進

- 国際共同学位プログラム（JD・DD）の構築に向けた取組
- 学生 & 教員の海外派遣／受入（ex. 共同研究・インターン等）
- 国際学会発表や外国語論文の執筆指導体制
- 海外大学院や産業界・国際関係機関等といった様々なセクターが関わりあうチーム型の教育研究指導
- キャリアパス拡大に向けた接点の構築 など



人社系大学院学生・修了者



社会通用性への気づき



民間事業者・国際機関関係者等

- 小規模・分散的な教育研究指導体制から、スケールメリットを発揮したチーム型の教育研究や組織的な就職支援体制への転換
- 社会との接点を持ちつつ、学生の関心に沿ったきめ細やかな研究指導がなされる環境の構築を推進

- ネットワーク型の教育研究を通じて、国際社会の期待に応える新たな人文・社会科学系の高度人材養成モデルを構築し、キャリアパスの拡大や処遇向上、大学院教育の質的改革を推進

② 申請対象とする取組（公募要領 p.6-11）

（1）申請対象

- 審議まとめを踏まえ意欲的かつ挑戦的な大学院改革を行う、人文・社会科学系大学院を中心とした人材育成に関する組織的な取組

※ R6年度は構築準備期間とし、原則R7年度（遅くともR8年度）より学生の受入れを開始し、事業実施期間内に修了生を輩出することを前提

＜留意すべき点＞

- 申請する人文・社会科学系大学院における現状や抱えている解決すべき課題、及び本事業による取組がその解決にどのように資するものであり現状がどう変わるかを明確にする
 - 取組の何が意欲的・挑戦的であるかについても明らかにする
 - 令和5年度に本事業「大学院連携型」に代表校として採択された大学においては、既採択プログラムで示された大学院改革の構想との関係を明確にする
- どのような教育研究テーマ・コンセプトを通じて人文・社会科学系の高度人材養成モデルの構築を推進するかを明確に設定すること。
 - その際、現下の社会課題や社会的要請に対して、人文・社会科学系分野としての新たな価値創生的な視座を提供し、修了者のキャリアパスを開拓又は大きく拡大するような挑戦的・発展的な取組を期待。

② 申請対象とする取組（公募要領 p.6-11）

（1）申請対象

<必須となる取組>

- 1以上の海外大学院及び1以上の研究機関・企業・国際関係機関等の外部機関と連携するとともに、連携先機関の所属を含む10名以上の学生（修士・博士を問わない）、3名以上の教員及び1名以上のプログラムコーディネーター（URA等）が参画する教育研究プログラムを構築する実効性ある計画であること
 - ※ 国内の他大学との連携は必須ではない一方、審議まとめにおいて示された改革の方向性を踏まえ、国内の他大学との積極的な連携も期待
 - ※ 「実効性ある計画」として、例えば海外の大学と締結している大学間交流協定等、構想の実現に際し何らかの措置を有する計画であることを構想に盛り込むこと
- 異文化環境や多様な文化的背景に基づく価値観を持った者が集い理解し合う場に学生が身を置き、豊富な国際経験を積むことができるよう、養成する人材像を明確にした上で、国際的な教育研究ネットワークを活用した協働教育を積極的に進める取組（例：国際共同学位プログラムの構築、学生や教員の海外派遣及び海外からの受入、国際学会発表や外国語論文の執筆指導体制の構築 等）であること
- 国際社会で活躍する人文・社会科学系高度人材の輩出に向け、プログラム参加学生の語学力の確保のため、主に日本人学生に対する外国語能力向上に向けた措置を講じる取組であること
- 組織的な就職支援体制を構築して、キャリアパス拡大を進める取組であること
（例えば、企業・国際関係機関等を教育研究の中に呼び込むことで、人文・社会科学系高度人材の社会的通用性への気付きを与えることにより、新たに国際関係機関などへのキャリアパスを開拓する取組など）
- 本事業により構築したネットワーク型の教育研究体制について、補助期間終了後も発展的かつ継続的に活動を行う具体的な構想・計画となっていること

② 申請対象とする取組（公募要領 p.6-11）

（1）申請対象

<その他、期待される取組等>

<社会と繋がるネットワーク型の教育研究体制の構築の観点>

- 学外からの審査委員の登用等による開かれた円滑な学位審査プロセスを構築し、社会のニーズに应答した学位プログラムを構築する取組であること

<学生の関心に沿ったきめ細やかな教育研究指導体制の構築の観点>

- 研究室異動の円滑化や専攻の大括り化、研究指導委託（「連携大学院」方式）等の手法を通じて、学生の専門と近い教員による多面的指導や、異分野融合を柔軟に進める体制構築に向けた取組であること

<内部質保証（自己評価）・外部評価体制の構築の観点>

- 本補助金において実施するプログラムについて、自己評価の体制のみならず、海外及び国内連携校以外の大学や産業界等の有識者などの第三者による外部評価を行い、これらの評価結果を反映して改善を行う具体的な仕組みを構想・計画していること
- 人文・社会科学系の教育や研究に係る、国の審議会等により取りまとめられた（事業実施期間中に取りまとめられるものを含む。）振興方策等の内容も踏まえつつ、取組の不断の見直し・改善を行う具体的な仕組みを構想・計画していること
- 修了者が身に着けるべき能力（トランスファラブルスキル等）の修得状況について、学生が活用可能な形で見える化される取組であること

② 申請対象とする取組（公募要領 p.6-11）

（2）指標の設定

- 申請に際し、現状分析に基づく定量的な数値目標や実施・達成時期を必ず設定すること。
- その際、以下の＜必須指標＞を設定するとともに、＜必須指標＞以外についても、プログラムの選定校と非選定校との比較が可能な指標を設定できないか検討の上、設定するようにすること。

＜必須指標＞

- 修了生の就職率
（企業等就職者の割合、就職者等のうち学校基本調査に定める「無期雇用労働者」及び「左記以外の者」の割合）
- 修了生の標準修業年限超過率及び超過期間（年数）
- プログラムにおける外国語での授業実施割合
※ 補助期間中に、プログラムにおける外国語での授業実施割合が2割以上となることを期待
- 一定の外国語力基準（外部検定試験のスコア等）をクリアする日本人学生数
※ 補助期間中に、プログラムに参加した日本人学生がCEFR B2レベル相当以上を達成することを期待
- （プログラムにおいて実施する事業計画の場合）海外大学院や研究機関等との共同研究実施件数
- （プログラムにおいて実施する事業計画の場合）国際機関や海外展開する民間企業等へのインターンシップ実施件数
- 上記のほか、プログラムの教育研究テーマ・コンセプトに合致した定量的な成果指標を検討すること（プログラムの選定校や修了者と非選定校や非修了者との間で比較検証が可能なものを推奨）

※ 上記に加え、事業のアウトカムを把握するため、プログラム参加学生の進路状況等について、必要に応じて報告を求める予定

※ 「人文学・社会科学の研究成果のモニタリング指標について（とりまとめ）」（令和5年2月科学技術・学術政策審議会学術分科会人文学・社会科学特別委員会）において示されている人文学・社会科学の研究成果のモニタリング指標についても参照すること

③ 選定件数・補助期間・事業規模等（公募要領 p.3-4,9）



- 選定件数：4件程度 ※ 申請の状況等により予算の範囲内で調整を行うことがある
- 規模：補助金基準額 40,000千円（初年度・年間）
- 補助期間：最大6年間（R6～R11年度）
※ 国の財政事情等により、これを必ず保証するものではなく、年度毎の評価等結果にもよる
- 対象機関：大学院修士課程、博士前期課程または後期課程（一貫制博士課程を含む。）、または専門職学位課程を設置する国公立大学
- 事業者・申請者：【事業者】設置者、【申請者】学長
※ 国内連携校がある場合は、主となる1つの大学が代表校、その他の連携大学が連携校として申請
- 申請単位：大学 ※ それ以外の単位（研究科、専攻、専攻課程）での申請は不可
- 申請可能件数：代表校として一つの大学が複数プログラムに申請することは可能
ただし、代表校としての採択は一つの大学につき1件までの予定
※ 連携校としての複数申請への参加・採択には特段の要件はなし

- ・ プログラムの審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはない
- ・ プログラムの規模や費用対効果等を勘案し、補助金基準額の範囲内で真に必要な額を計上すること。経費の妥当性、不可欠性も審査の対象となるため、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響することとなる
- ・ プログラムの総事業費が補助金基準額を超える場合、補助金基準額との差額は自己負担となる
- ・ 次年度以降の補助金基準額については、予算の範囲内で調整する場合がある
- ・ 補助期間終了後の継続的な事業実施を図る観点から、プログラムに対する補助金の配分額を、補助期間最終年度の前年は当初配分額の2/3に、最終年度は当初配分額の1/3に逡減させることを予定。外部資金等の獲得方法など、補助期間中の自己負担比率をどのように高めていくかを明確にすること
また、資金計画は、プログラムの継続性・発展性の確保を目的とする趣旨に鑑み、補助金の逡減等に関わらず取組自体の水準（ネットワーク型の教育研究指導・産学連携・キャリア支援体制の内容・水準など）を維持する内容とすること

④ 申請資格・申請要件（公募要領 p.4-6）

（１）申請資格

○ 下記①～⑨のいずれかに該当する場合、本事業に申請できない（国内連携校も⑨除き対象。）。

（組織運営関係）

- ① 学生募集停止中の大学
- ② 学校教育法第109条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けている大学
- ③ 次に掲げる表において、上段の区分の令和6年度のものを含む直近の修業年限期間中、連続して下段の収容定員充足率を満たしていない大学

区分	学士課程（全学部）
収容定員充足率	70%

- ④ 「私立大学等経常費補助金」において、定員の充足状況に係る基準以外の事由により、前年度に不交付又は減額の措置を受けた大学
- ⑤ 再推費における事業のうち令和5年度実施の事後評価において、「事業目的が達成できなかった」等の最も低い評価を受けた大学
- ⑥ 再推費における事業のうち令和5年度実施の中間評価において、「中止することが必要」等の最も低い評価を受けた大学

（設置関係）

- ⑦ 設置計画履行状況等調査において、「指摘事項（法令違反）」が付されている大学
- ⑧ 大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）第2条第1号若しくは第2号のいずれかに該当する者が設置する大学
- ⑨ 全学の収容定員充足率（設置する学部の在籍者数の和／設置する学部の収容定員の和）が、下記の表に掲げる令和6年度の収容定員充足率の基準を満たしていない大学（下掲表における区分「学部規模（入学定員）」は、「学部規模（設置する学部の平均入学定員）」と読み替える）

※⑨については、従前の取扱いで要件を満たしていることをもって、今回の申請要件を満たすことができるものとする。（なお、本取扱いは令和6年度限りとし、令和7年度以降の措置は行わない。）

区分	大学				
大学規模（収容定員）	-	4,000人以上			4,000人未満
学部規模（入学定員）	-	300人以上	100人以上 300人未満	100人未満	
令和6年度収容定員充足率	0.5を上回る	1.05倍未満	1.10倍未満	1.15倍未満※	1.15倍未満

※大学規模（収容定員）が8,000人以上の場合は「1.15倍未満」を「1.10倍未満」と読み替える。

④ 申請資格・申請要件（公募要領 p.4-6）

（2）申請要件

○ 本事業への申請を希望する大学は、以下に掲げる内容を、全学（※）において、令和9（2027）年3月（中間評価実施年度末）までに確実に達成することが申請の要件となる。

※ 下記の①については専攻科、別科、研究所、センター等を、②～⑥については大学院、専攻科、別科、研究所、センター等を除く。

○ なお、申請の要件は申請時においても達成状況を確認するほか、上記の時期に達成していないことが確認された場合は、以降の補助金を減額または打ち切るとともに大学名を公表することがある。

（教育改革関係）

- ① ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーが各学部学科等のカリキュラム編成等に反映されているとともに、それらに基づき教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みを構築していること。
- ② 全授業科目において授業計画（シラバス）が作成され、かつその内容として科目の到達目標、授業形態、事前・事後学修の内容、成績評価の方法・基準が示されていること。
- ③ CAP制の採用など、全学生を対象として単位の過剰登録を防ぐための取組が行われていること（CAP制を採用している場合は、その上限が適切に設定されていること）。ただし、短期大学を除く。
- ④ 教育を担当する全教員を対象として、教育技術向上や認識共有のためのファカルティ・ディベロップメント（FD）が実施されていること（各年度中に教育を担当する全基幹教員（※）の4分の3以上が参加していること）。
※ 従前の専任教員制度を適用する大学等においては専任教員をいう。
- ⑤ 成績評価において、GPA制度などの客観的な指標を設け、個別の学修指導などに活用していること。ただし、短期大学を除く。
- ⑥ 文部科学省が通知する「大学入学者選抜実施要項」に規定する試験期日等や募集人員の適切な設定（推薦入試における募集人員の割合の設定、2以上の入試方法により入学者選抜を実施する場合における入試方法の区分ごとの募集人員等の明記等）を遵守していること。

（設置関係）

- ⑦ 設置計画履行状況等調査の対象となっている大学において、「指摘事項（是正）」が付されている場合は、当該意見が付されていない状況となっていること。

⑤ 補助金の交付等（公募要領 p.15-18）

○ 選定されたプログラムにおいて、補助金の充当が適切と考えられる例えば下記に関する事項に対して、研究拠点形成費等補助金により、文部科学省から経費措置を行う。プログラムの趣旨・目的に沿って経費を使用するよう留意すること。

- ・ 海外大学院や産業界・国際関係機関等との、**ネットワーク型の教育研究指導・産学連携・キャリア支援体制の構築**のための必要な経費
- ・ 国際的な**教育研究ネットワークを活用した協働教育の推進**のため必要な経費

○ プログラムにおいて使用できる具体的な経費の種類は、原則として別添3に示すものとする。申請に当たっては、経費の使途の有効性を十分に検討し、事業計画に見合い、かつ、補助期間終了後も取組が継続できるよう、補助期間における適切な規模の所要経費を算出すること。

※ 令和6年度申請経費については、補助金の交付内定又は交付決定日から令和7年3月までの期間に行う人材育成その他プログラム構築に必要な経費を申請すること

(参考) 別添3：経費の使途可能範囲 ※一部抜粋

【物品費】

① 設備備品費

(例) ネットワーク型の教育研究指導等を実施するための、遠隔教育のための情報機器購入・据付けなど

② 消耗品費

【人件費・謝金】

① 人件費

(例) プログラムにおいて実施する教育カリキュラム・教育課程の改革を担当する者や大学とステークホルダー等をつなぐコーディネーター、リサーチアドミニストレーター、プログラムを担当する教員の教育研究時間確保に必要な事務職員等の人件費

② 謝金

【旅費】

【その他】

① 外注費

② 印刷製本費

③ 会議費

④ 通信運搬費

⑤ 光熱水料

⑥ その他（諸経費）

国内連携校における本補助金執行は、当費目により分担金又は委託費からの支出により可能。

※ **海外の大学や他機関（大学以外）への補助金（分担金）の配分は不可**

・ 本事業の選定大学には、別途、独立行政法人日本学生支援機構が実施する海外留学支援制度（協定派遣型、協定受入型）による奨学金が重点政策枠としてR7年度より措置される予定（調整中）

・ 対象人数はプログラム選定後に必要数を調査の上、予算の範囲内で決定する予定（詳細は選定された大学へ個別に連絡予定）

・ 資格要件等は一般枠と同様

→ **あくまで調整中であるため、申請書作成に当たっては渡航に係る旅費等も必要額を計上すること**

⑥ プログラムの実施・評価等（公募要領 p.13-14）

（1）実施体制

- 全学的な教育改革の一環として、学長のリーダーシップの下に実施すること。そのため、学内のガバナンス体制を確立し、学長はプログラム全体に責任を持つとともに、全学的な普及と成果の活用に努めること。
- プログラムの実施状況については、定期的に自己点検・評価を行うこと。自己点検・評価に当たっては、評価指標の適切性や達成状況などを客観的に評価するため外部評価の仕組みを構築するなど、適切な体制を整備すること。

（2）評価等

- 審査・評価業務の実施機関である独立行政法人日本学術振興会に設置する、外部有識者により構成される「人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業委員会」により、以下の取組を実施予定
 - ① 毎年度のフォローアップ活動（中間評価年度は除く。）
 - ② 中間評価：補助期間3年目（R8年度）
 - ③ 事後評価：補助期間終了翌年度（R12年度）
- ・ 中間評価やフォローアップ活動の結果は、財源の範囲内で、事業目的や目標の達成状況が計画を超えて進捗していると判断されるプログラムへの配分の増額及び十分になされていないプログラムへの配分の抑制などにより、その翌年度以降の補助金額の配分に勘案される予定
また、事業目的や目標の達成状況が総じて当初の計画を下回ること等により困難又は不可能と判断した場合は、プログラムの中止も含めた計画の見直しを求める
- ・ フォローアップ活動及び中間評価においては、委員会の審議等を踏まえ、留意事項としてプログラムの改善のための取組を求めるか、参考意見を付すことがある。選定審査時の留意事項又は参考意見と合わせ、これらへの対応状況もフォローアップ活動、中間評価及び事後評価の対象となる
- ・ 中間評価及び事後評価の最新の結果は、評価年度の翌年度以降に公募する再推費の新たなプログラムの申請資格や選定審査に影響することがある

⑥ プログラムの実施・評価等（公募要領 p.10-12）

（3）採択された大学及びその他大学間での比較・分析

- 本事業においては、「大学院における教育改革の実体把握・分析等に関する調査研究」等の活用により、主に大学院間・産学間連携及び内部質保証の観点から、採択された大学とその他大学における比較・分析を、文部科学省においてR8年度以降毎年度実施し、大学院教育施策の企画・立案や高等教育関連補助事業における新たなモデル構築への検討などのため活用する予定

※ 中央教育審議会大学分科会等での審議等を踏まえた、大学院教育改革に関する取組状況等を、国内の大学院を設置する全ての大学に対し、定期的に実施している調査研究（直近は令和3年度に実施。）。

: https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/itaku/1418390_00001.htm

（4）成果の発信・普及

- プログラムによる成果については、国民・社会に対する説明責任を果たす観点から、一般国民を対象とした成果発表会等において発表するとともに、大学等のウェブサイトにおいて外部からの問い合わせへの対応窓口情報とともに公表。また、プログラムの中途段階においても、その実施状況等に係る積極的な情報発信を期待
- 新たな人文・社会科学系の高度人材養成モデルの構築という本事業趣旨に基づき、体制構築や教育研究指導等に関するノウハウや課題、養成した人材のロールモデルとしてのPRなど、プログラム実施により得られた経験・知見や成果を、人文・社会科学系に限らず他の大学や社会へ広く還元・普及するための取組や、先述「外部からの問い合わせへの対応窓口」における対応を積極的に進めること

その他、申請書提出や補助金の交付・執行に関する留意事項等が「公募要領」に記載されていますので、必ず確認の上申請書等を作成ください。

1. 背景

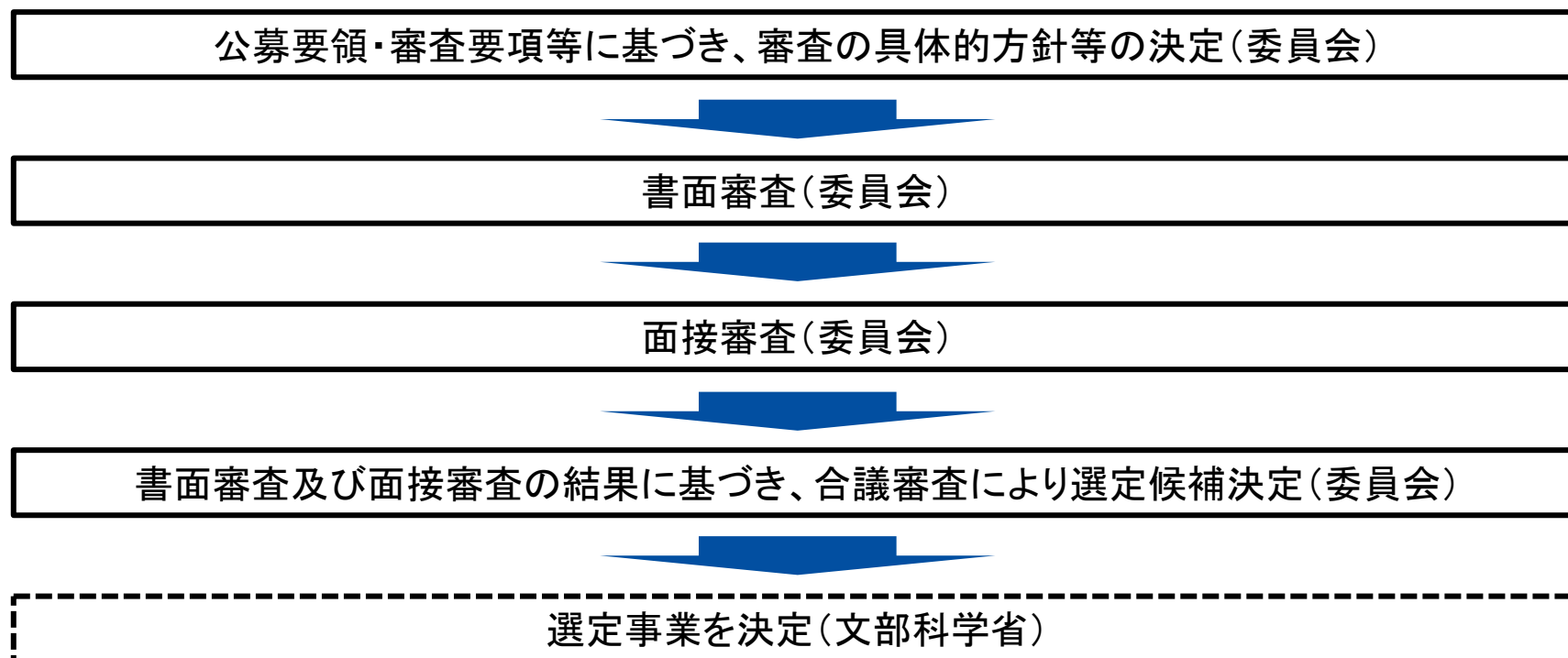
2. 本事業について

3. 審査について

4. 申請について

① 審査体制（公募要領p.12-13、審査要項）

- 審査は、審査・評価業務の実施機関である独立行政法人日本学術振興会が設置する、外部有識者により構成される「人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業委員会」（以下「委員会」という。）が行う。
- 審査は、①書面審査と、②面接審査（①の結果を基に対象事業を決定）の二段階で行う。
- 委員会は、書面審査及び面接審査の結果等を基に合議審査を行い、文部科学省に推薦する選定候補を決定する。なお、選定に当たっては、採択大学の設置主体（国公私立）や課程のほか、人文科学・社会科学系の分野等のバランスを考慮する場合がある。



② 審査方針：評価項目（審査要項）

- 審査においては、申請書が公募要領に示された内容を満たした提案となっていることを確認した上で、特に下記の観点について審査するものとする。

（1）大学院の改革方針を踏まえた本事業の位置付け及び実施基盤

- 本事業の背景・目的の観点から、申請する人文科学・社会科学系（以下「人文・社会科学系」という。）大学院における改革の現状と解決すべき課題が十分に把握・分析されるとともに、本事業における取組がその解決に明確に資するものとして、人文・社会科学系の大学院全体の改革の一環に位置付けられているか（令和5年度に本事業「大学院連携型」に代表校として採択された大学においては、既採択プログラムで示された大学院改革の構想との関係が明確になっているか。）。また、その事業計画は我が国の人文・社会科学系大学院の改革を先導するような意欲的かつ挑戦的な内容か。【**大学院改革における本事業の位置付け**】
- 事業計画の実現に向けた学内の実施体制が整備されているか（学長又は研究科長等をトップに、事業を実施する教職員や関連組織（連携先機関含む）が密に連携できる体制となっているか。）。【**実施体制**】
- 事業計画の実現体制の中で、客観的なデータ等を用いた事業計画の進捗状況に関する現状把握・分析を行い、その結果を基に事業計画の改善や見直しを行う体制となっているか。【**自己評価体制**】

<【その他、期待される取組等】の観点>

- 自己評価の体制のみならず、海外及び国内連携校以外の大学や産業界等の有識者などの第三者による外部評価を行い、これらの評価結果を反映して改善を行う構想・計画が具体的なものとなっているか。
- 人文・社会科学系の教育や研究に係る、国の審議会等により取りまとめられた（事業実施期間中に取りまとめられるものを含む。）振興方策等の内容も踏まえつつ、取組の不断の見直し・改善を行う仕組みが具体的なものとなっているか。

② 審査方針：評価項目（審査要項）

（2）事業計画の具体的な内容・指標設定

- 養成する人材像や構築する教育研究プログラムの内容が、本事業の趣旨・目的や「人文科学・社会科学系における大学院教育の振興方策について（審議まとめ）」（令和5年12月中央教育審議会大学分科会）を踏まえたものとなっているか。【**計画の概要**】
- 「教育研究テーマ・コンセプト」が、連携する国内外の大学やその他連携先機関の持つ強みも有機的に活かしたものとなっており、その上で、現下の社会課題や社会的要請に対して、人文・社会科学系分野としての新たな価値創生的視座を提供し、修了者のキャリアパスを開拓又は大きく拡大するような挑戦的・発展的なものとなっているか。【**教育研究テーマ・コンセプトの設定**】
- 目標達成に向けた課題を把握・分析した上で、定量的な指標や数値目標・時期が設定され、その内容は事業成果として妥当かつ意欲的なものとなっているか。また、＜必須指標＞以外の指標のプログラムの選定校と非選定校の比較が可能な指標について、その比較方法が明確となっているか。【**指標の設定**】

<【必須となる取組】の観点>

- 連携する大学・外部機関、参画する学生・教員及びプログラムコーディネーター（URA等）の数が適切に設定されているか。
- 構築する教育研究プログラムにおいて行われる、国際的な教育研究ネットワークを活用した協働教育を積極的に進める取組（例：国際共同学位プログラムの構築、学生や教員の海外派遣及び海外からの受入、国際学会発表や外国語論文の執筆指導体制の構築）が、具体的かつ明確なものとなっているか。
- 学位プログラムを構築する計画である場合、「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の策定や、これに基づく学位体系的なプログラムの構築が見込めるものとなっているか。
- 養成する人材像に求められる外国語力基準を明確に設定し、プログラム参加学生の語学力確保のため、主に日本人学生に対する外国語能力向上に向け講じる措置が具体的なものとなっているか。
- 組織的な就職支援体制の構築に向けた具体的な計画となっており、キャリアパスの拡大（例えば国際関係機関などへのキャリアパス拡充等）が期待できるものとなっているか。

<【その他、期待される取組等】の観点>

- 学位プログラムを構築する事業計画である場合、学外からの審査委員の登用等による開かれた円滑な学位審査プロセスを構築し、社会のニーズに応答した学位プログラムを構築するものとなっているか。
- 学生の専門と近い教員による多面的指導や、異分野融合を柔軟に進める体制構築に向けた取組を行う場合、その内容が具体的かつ実現可能性が期待できるものとなっているか。
- 修了者が身に着けるべき能力（トランスファラブルスキル等）の修得状況について、学生が活用可能な形で見える化される取組が具体的なものとなっているか。

② 審査方針：評価項目（審査要項）

（3）事業計画の適切性

- 事業計画は具体的であり、また、例えば海外の大学と締結している大学間交流協定等、構想の実現に際し何らかの措置を有することが盛り込まれていること等により、実現可能性があるものとなっているか。【**事業計画の実現性**】
- 本事業により構築されるネットワーク型の教育研究体制や新たな人文・社会科学系の高度人材養成モデルが、補助期間終了後も発展的かつ継続的に活動を行う具体的な構想・計画となっているか。【**体制的な事業計画の発展性・継続性**】
- 資金計画の面から、補助期間内を通して取組の水準や規模を維持しつつ事業計画を遂行することが見込めるものとなっているか。また、補助期間終了後も継続的かつ発展的な取組の実施が十分見込めるものであるか。【**資金的な事業計画の継続性**】

（4）事業成果の先進性と普及

- 事業成果は、当該大学のみならず、我が国の大学院教育全体や社会にとっても先進性を有するものであるか。【**先進性**】
- 目標が達成されることが、費用対効果も勘案し、我が国の大学院教育全体や社会にとって有意義なものか。【**費用対効果**】
- 本事業により構築されるネットワーク型の教育研究体制や新たな人文・社会科学系の高度人材養成モデルが、導入する上での課題やその対応方法の整理がなされた上で、先駆的なモデルとして、手法及び計画における取組内容の波及が見込まれるものであるか。【**波及効果**】

（5）申請経費の妥当性

- 申請経費の内容は、明確かつ妥当であり、計画上必要不可欠なものか。【**経費の事業内容との関係性・整合性**】
- 過大な積算となっていないか。【**積算の妥当性**】

その他、審査体制や審査基準等について「審査要項」に記載されていますので、必ず確認の上申請書等を作成ください。

1. 背景

2. 本事業について

3. 審査について

4. 申請について

申請に当たって（申請書作成・記入要領）

（1）スケジュール

○ 令和6年2月27日（火） 公募開始

令和6年3月8日（金）
公募説明会

公募
期間

○ 令和6年5月16日（木）10時～5月22日（水）17時
アップロード希望申請期間 ※詳細は「申請書作成・記入要領」のとおり

○ 令和6年5月31日（金）17時 申請締切

※ 申請開始は5月24日（金）10時から

審査
期間

令和6年6～7月（予定）
書面審査
令和6年8月（予定）
面接審査・合議審査

○ 令和6年8月中旬（予定） 選定結果通知

※ 交付内定は8月下旬頃を予定

申請に当たって（申請書作成・記入要領）

（２）申請方法

- 申請書類の提出期間：令和6年5月24日（金）10時～5月31日（金）17時【必着】
- 提出書類：1. 申請提出書
2. 申請書（様式1～5及び補足表）
3. プレゼンテーション資料（事業ポンチ絵及びカリキュラムマップ）
※ 1はPDF形式のみ、2・3はPDF形式及びエクセル・パワーポイント形式（基データ）の両方
- 提出方法：電子データを提出してください（紙媒体での提出は不要。）。申請を予定している大学は、別途審査・評価業務の実施機関（独立行政法人日本学術振興会）より【申請書類提出用URL】を送付しますので、必ず下記の送信期間内にメールを送信してください。

【送信期間】令和6年5月16日（木）10時～5月22日（水）17時

【送信先】下記2件の宛先に同時に送信ください。

① daigakuin@mext.go.jp（文部科学省高等教育局高等教育企画課高等教育政策室）

② zinsha-net-jsps@jsps.go.jp（独立行政法人日本学術振興会）

【件名】【アップロード希望】（申請大学名）R6人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業 国際連携型

その他、申請書の各項目の作成・記入上の留意点等が「申請書作成・記入要領」に記載されていますので、必ず確認の上申請書等を作成ください。